

2021年9月14日
立憲民主党ジェンダー平等推進本部勉強会

学校教員の性暴力から考える 地位利用と未成年保護

石田 郁子

自己紹介

個人研究者(教員の性暴力)、写真家。

1977年、札幌市生まれ。北海道大学、金沢美術工芸大学卒。

15歳から19歳まで札幌市教員から受けた性暴力を告発、民事訴訟を経て、2021年1月、札幌市教委が28年前の性暴力により加害教員を懲戒免職。

2020年から、当事者として教員による性暴力の実態調査をし、法務省、文科省、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の与党WTに政策提言などをする。2021年8月に日本教育学会で教員の性暴力をめぐる言葉をテーマに発表。現在は、講演会活動しつつ、札幌市教委と教員の性暴力防止策について検討継続中。

今日の流れ

- ・性暴力で知るべきことと要望
- ・学校教員による児童生徒への性暴力の実態
- ・学校教員の性暴力から見る、刑法の課題点
- ・刑法以外に必要な子どもを守る防止案

性暴力で知るべきことと要望

1) 死を感じるくらい、衝撃が大きい暴力。「自死することもある」と言われるが、その人が弱いのではなく、そのくらいのダメージを受けている。

2) 性暴力の内容と精神的なダメージは必ずしも比例しない。自然災害や交通事故など他のトラウマも同様。子どもが顔など頻繁に触られてPTSDを発症することもあり、性暴力に軽重はない。

3) 一部刑法では「いやらしい」を意味する「わいせつ」という言葉が使われるが、「人間の尊厳を傷つけられた恥辱感」であり、わいせつと言う表現は矮小化になる。海外での性犯罪を表す罪名は、日本の「矯正性交等罪」のようなドライなニュアンスが大半。

* 刑法から「わいせつ」という言葉を外すよう、一部罪名変更も要望します。

教員の性暴力→地位と信頼が利用されている

- ・暴力・恫喝・成績や進路に関する脅迫(全体の7.7%)。
- ・職業への信頼(先生の言うことは正しい、間違いや嘘を言わないはずだ)
- ・好意や熱意を口実に権力にすり換え(お前のことを思ってこそ、など)
- ・社会的地位(信用、安定した経済力、第三者に信用されやすい)
- ・職業上の権限(一方的に指示を出せる権限、大量の個人情報把握)

学校の性暴力解決の難しさ

(1) 教員が児童生徒に、つまり「大人→子ども」「教員→児童生徒」という、大きな力関係の間で起こる。

(2) 「教員」「学校」という信頼のため警戒されにくい。

「教員が性暴力をおこなう」ということを直視したくない心理的抵抗。

(3) 加害教員だけでなく、校長など他の教員、教育委員会、私立であれば学校法人など複数の人や団体が絡むため、複雑になり時間がかかる。

(4) 刑事事件化できなかった場合、学校や教育委員会に調査能力がない、また隠蔽する傾向があるので、非常に困難。

学校教員による性暴力の実態

- ・授業、部活、生活□指導の延長上に性暴力が行われる

(異常が日常化する)。

- ・大勢の生徒が同じ部屋で同時に被害にあうことがある。

(忘れ物の罰、水泳授業など)

- ・暴行・脅迫□全体の1割未満。ほとんど信頼を利用された性暴力。

- ・複数理由から性暴力の被害認識に時間がかかる為、申告が困難。

(理由については後述)

学校教員による性暴力の実態

- ・同僚など他の教員が見て見ぬふりをした事例が約6割。
→子ども以上に大人への性教育・性暴力への対応教育が必要。
- ・授業中など学校内での性暴力が約8割。
- ・プライベートゾーンでなくても、顔や手を頻繁に触ることで児童生徒に大きなストレス
(事例:頻繁に顔や髪などを触られて不登校になり、PTSDを発症)
→パーソナルスペースの尊重の必要性。

学校別の特徴

小学生

- ・授業・指導の延長が多い。体が小さくケアも必要な子もいることから、トイレなどについて来られる、愛情表現で教員の膝の上に乗せられたり顔など触られる。

中学生、高校生

- ・授業・指導の延長が多い。恋愛を口実とした性暴力はこの年齢に集中(中高生の1割)。

大学生、大学院生

- ・授業中に体を触る指導の機会は減るが、飲酒後の被害が見られる。

被害認識の困難

- ・最初の被害時に全体の77.9%が被害認識できなかった。
- ・性暴力のイメージと実際の事件とのギャップ(場所、時間帯、関係性等)
- ・教員への信頼(先生が悪いことをするとは思わない、好意と思わされる)
- ・何が起きたかわからない(性的な知識、精神的な衝撃)
- ・トラウマに対する心理的な防衛反応(解離、回避、過剰適応、自責感)、
記憶に蓋をすることによって大幅な時間がかかる。

(最初の被害後11年以上後に被害認識できた事例が全体の約3割)

被害申告の難しさ

- ・被害認識の困難

(約80%の子どもが認識できない)

- ・心理的な防衛反応(思い出したり話すと心身に苦痛を感じる等)

- ・被害認識した子どもの約50%が他の教員や保護者などに申告するものの、約 64%が否定的な対応をされる。

- ・被害に気づいた教員の92%が否定的な対応(見て見ぬ振りが6割以上)。

- ・被害に気づいた保護者等も約78%が否定的な対応。

学校教員の性暴力から見る、刑法の課題点

1) 暴力・恫喝・成績や進路に関する脅迫 は、全体の7.7%にすぎず、ほとんど「安全な学校」「先生は正しい」という信頼のもとで、不意打ちのような形で性暴力が発生している。

→暴行脅迫要件・抵抗の有無に無理がある。

2) 同意と混乱させられる恋愛を口実とした性暴力は、中高生の1割を占める。

→性交保護年齢を16歳未満に引き上げるだけでは万全と言えない。

3) 性暴力の衝撃に加え未成年の脆弱性・教員への信用から被害認識・深刻に時間がかかる。

全体の3割が被害認識だけに11年以上かかっている。

→現在の公訴時効では、ほとんどのケースに対応できない。

4) 個人情報利用(18歳になった途端に性加害など)など、明らかな職権の悪質利用もある。

◎刑法に、性犯罪防止と被害者保護の観点で、地位関係性利用は考慮されるべきである。

刑法以外に必要な子どもを守る防止案

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」 の懸念点

- ・具体的にどう実行すべきか記載がない(文科省が基本方針を作成中)。

- ・懲戒処分の調査方法・判断基準、処分内容の記載がない。

→ほぼ現行通り、各教育委員会や学校法人任せ。

- ・第三者による調査義務、「中立」「公平」「透明性」の記載がない。

- ・教員と生徒との二重関係を禁止するなど倫理規定の必要性

(医療関係者には倫理規定あり)。

* せめて、いじめ防止対策推進法くらいの具体性はあってほしい。3年後に見直しの可能性があるものの、まず基本方針がどうなるかぜひ注視してもらいたい。

学校教員から児童生徒を守るための具体的な対策

現時点では、千葉市教育委員会「子どもへの性暴力防止対策について -提言- 」が非常に具体的。こちらを参考にしてもらいたい(ウェブサイトでダウンロード可能)。

- ・上記において、懲戒処分は文科省の「原則懲戒免職」が反映されていないことが難。
- ・上記では反映されていないが、**学校に防犯カメラの設置**を実現してもらいたい(千葉県・村山直弁護士)。抑止力と証拠確保の効果は大きい。特に刑事事件。
- ・学校に防犯カメラを置きたくない心理的抵抗は理解できるが、被害者に立証や自助努力を求める傾向はもう終わりにしてもらいたい。

国・自治体・学校が安全管理の覚悟を受け入れるだけで、大きく性暴力を防げる。

(1)「子どもの権利に関する基本法」の制定を！

障害者基本法はありますが、子どもの人権に関しては各自治体の条例止まりで、基本法がありません。一方、子どもは社会で最も声をあげられません。

性暴力だけでなく、身体的暴力・心理的暴力から子どもを守るために、子どもの基本法が早急に必要です。

子ども庁を作る前に、子どもの基本法を作るのが先です。

子どもの基本法を作った上で、子ども庁などの機関を作るのが、本来の順序です。

(千葉県弁護士会子どもの権利委員会副委員長 村山直 弁護士)

(2) 子どもの基本法を作った上で、 日本版Ofstedと日本版DBSの制定を！

(1) 子どもの権利に関する基本法を制定。



(2) 日本版Ofstedを設置(子ども庁またはその中に)。

・文科省や教育委員会等と別に、子どもの安全管理を担う第三者機関。

・文科省や教育委員会はカリキュラムなど教育に専念し、「安全管理」は分けた方が良いのでは。

・性暴力だけでなく、子どもへの身体的暴力・心理的暴力に関する調査・管理を担い、日本版 DBS(無犯罪証明書)の発行などを手掛ける。

ex. イギリスのOfsted (Office for Standards in Education 教育水準監査局)

イギリスでは、子どもに関わる仕事をする大人は無償有償問わず従業の登録を義務付けられている。

(3)「生命の安全教育」に追加してもらいたい性教育

性的行為に関して、「嫌な時は断っていい」というだけではなく、

「わからない時は、しなくていい」

「相手がわからない時は、してはならない」という教育が必要。

(1) 実際その場面になると「わからない」もの(人の感情や判断はグレーの部分がある、突然の出来事に判断できない)。

(2) 互いの同意を確認、意識づけになる。

(3) 「断っていい」だと、まだ力の弱い側(被害者になりうる側)に責任の比重が高い。

* 「大人にどう教育するの？」と諦めずに、新型コロナ対策のマスクやワクチン案内などは全国に配布できたわけですから、

「生命の安全教育」のパンフレットなど全国配布を要望します。

参考リンク

○教員の性暴力の実態

学校教師による性的行為・性暴力被害アンケート結果(分析等も別ページに記載)

<https://nomoreesm.wixsite.com/home/result2>

法務省性犯罪に関する刑事法検討会第三回会議(石田発表箇所、議事録、資料ダウンロード可)

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00049.html

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html

○防止対策

千葉市教育委員会「子どもへの性暴力防止対策について -提言- 」

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/seibouryokubousi-teigen.html>